

支払又は支払の受領に関する報告書

(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領(取りまとめ分))

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者：

氏名又は名称 _____

及び代表者の氏名 _____

報告者の区分(該当分に○) _____

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 _____

報告者の業種番号(上記5のうち国際収支項目番号が記入要領2に該当する場合に記入) _____

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

- 1 支払又は支払の受領の実行日： 年 月 1 日から末日まで
- 2 報告通貨(該当分に○) イ. 円(3に換算方法を記入) ロ. 円以外() ()内に通貨名を記入すること。
- 3 外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分に○) ハの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。
イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他社内レート等>
- 4 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領(該当分に○) イ. 含む ロ. 含まない ()
(注 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領を除外して報告することが困難な場合には、当該支払又は支払の受領を含めて報告して差し支えない。)

(1) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領10に該当する場合を除く。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	支払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域)							
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支払 支払の受領									
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支払 支払の受領									
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支払 支払の受領									
銀行等又は資金移動業者使用欄										
整理番号等										
取扱店舗名										

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。
 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 4 支払等を行った通貨により報告する場合には、当該決済通貨の種類ごとに別業として作成すること。
 5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
 6 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。
 7 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
 8 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
 9 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ロ又はハに該当するときは、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従つて国際収支項目番号を記入すること。
 10 支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、(2)により報告すること。

- (注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。
 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するの
 で留意すること。
 3 本報告の手續を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合については、本省令第3条第2項に規定する特定の銀行等又は資金移動業者ごとに区分して行う必要はなく、当該特定の銀行等又は資金移動業者を取りまとめて当該手續を行つて差し支えない。

(2) 支払又は支払の受領 (国際収支項目番号が記入要領 1 に該当する場合に限る。) (単位: 百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	支払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域)						
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								

- (記入要領) 1 支払又は支払の受領 (以下「支払等」という。) の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合に報告すること。
- 2 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
- なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。
- 3 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。
- 4 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。
- 5 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引 (支払等の原因となった取引をいう。) の相手方 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体) の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- 7 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金 (預入期間が十日以内のものに限る。) を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ロ又はハに該当するときには、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従つて国際収支項目番号を記入すること。

「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領（取りまとめ分）」記入の手引（直近改訂時点：2024年10月）**（提出前の確認事項）**

本様式は、「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」（別紙様式第3）を用いた支払又は支払の受領（以下「支払等」という）の都度報告にかえて、月中（1日～末日）の支払等の内容を一括（集計）して報告する際に使用。ただし、使用する場合は、一括して報告しようとする月の開始する日の前日までに、財務大臣に対しその旨を書面により通知することが必要（報告省令第3条第3項）。詳しい手続きについては、財務省国際局外国為替室（03-3581-4111）まで照会すること。

（注）日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用して報告書を提出する場合は同手続きは不要。

1. 報告の対象と報告を要する者

（1）報告の対象と報告者（（2）に掲げる支払等に該当するものを除く）

- イ. 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引により、外国に向けて「支払」又は外国から「支払の受領」をした居住者。
- ロ. 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引により、本邦において非居住者との間で支払等をした居住者。

（注1）為替取引には、送金の受領を預金口座に自動入金した場合も含まれる。

（注2）「支払の受領」とは、非居住者から取引の決済資金等を受取ることをいう。

（注3）本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引による支払等とは、本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して、（1）居住者が外国送金する場合や外国からの送金を受領（イ. が該当）する場合、（2）居住者が本邦にある非居住者の預金口座に振込む場合や当該預金口座からの振込を受ける場合等（ロ. が該当）が該当する。本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引以外の方法による支払等については、本報告書ではなく、「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）」（別紙様式第1又は第2）を提出すること。

（注4）イ. の場合、居住者の海外預金口座に振込む場合や当該預金口座からの振込を受ける場合でも報告の対象となる。また、相手方が外国に滞在している居住者の場合でも報告の対象となる。

（2）報告が不要の場合（外為令第18条の4第1項、報告省令第1条）

- イ. 1回の支払等（為替取引）の金額が3千万円相当額以下の場合

なお、支払等の決済通貨が外貨の場合、3千万円相当額を超えるか否かの判定は次のレートを使用して本邦通貨に換算した金額により行うこと。

- ・本邦通貨と外国通貨との売買を伴う場合：実勢外国為替相場
- ・本邦通貨の売買を伴わない場合（外国通貨同士の売買を伴う場合を含む）：基準外国為替相場・裁定外国為替相場

(注) 1回の支払等は、為替取引毎に計算する。従って、複数の取引に伴う代金の決済をまとめて行った場合には、個々の取引に係る決済代金でなく、送金等をした1回の金額に基づいて報告の要否を判断すること。

ロ. 貨物の輸出入代金（本邦の通関手続きを伴う貨物に限る。個人輸入を含む）

- ・ 仲介貿易（三国間貿易）は、本邦において通関手続きを経ないため報告が必要。
- ・ 貨物とは、「貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産」をいう（外為法第6条第1項第15号）。

(注) 外為法上の「貴金属」は、金の地金や金を主原料とする物等を指し（同法第6条第1項第10号参照）、これらの輸出入代金の支払等については報告が必要。プラチナ、パラジウム等は貨物に該当し、これらの輸出入代金の支払等については報告不要。

ハ. 電子決済手段等取引業者等（外為法第55条の3第2項に定める電子決済手段等取引業者等をいう）の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という）によって電子決済手段等の売買を行った場合、当該売買に係る本邦通貨又は外国通貨の支払等。

- ・ 外国に所在して電子決済手段等取引業（資金決済に関する法律第2条第10項に定める電子決済手段等取引業をいう）又は暗号資産交換業（同法第2条第15項に定める暗号資産交換業をいう）と同種類の業務を行う者（以下「外国所在電子決済手段等取引業者等」という）の媒介等によって電子決済手段等の売買を行った場合は、取引の相手方を把握した上で報告書を作成することが原則であるが、以下の場合には、当該外国所在電子決済手段等取引業者等を相手方として売買を行ったものとして本報告書を提出して差し支えない。

- ① その取引が外国所在電子決済手段等取引業者等との相対取引なのか媒介等によるものか不明の場合
- ② 媒介等に係る取引の相手方が不明である場合

ニ. 上記のほか、報告省令第1条第2項に規定する支払等

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第3条第2項

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

イ. 報告者（銀行等の顧客）：報告の対象となる支払等（為替取引）を行った銀行等又は資金移動業者の店舗

(注) 日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用して報告書を提出する場合は日本銀行

ロ. イ. から報告書の提出を受けた銀行等又は資金移動業者：「銀行等又は資金移動業者使用欄」に必要事項を記入し、以下に提出。この場合において、「取扱店舗名」欄については、例えば、「〇〇銀行●●支店」と記入すること。また、「整理番号等」欄については、財務省又は日本銀行から本報告書について照会を受けた際に該当する本報告書の特定が容易な場合には、同欄の記入を省略して差し支えない。

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 60番窓口
(銀行等又は資金移動業者が顧客から受付けた報告書を郵送する場合の宛先：
〒103-8660 日本郵便株式会社にはんばし蔵前郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する期間

支払等（為替取引）を実行した日の属する月中（1日～末日）

(注) 当月中の支払等の一部について、支払等の実行の都度報告する「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」（別紙様式第3）を使用した場合は、本報告書から該当する支払等を除外すること。

5. 報告書の提出期限

(1) 3. (1) イ. の報告者：支払等を実行した日の属する月の翌月10日。

(注) 日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用して日本銀行に提出する場合には、支払等を実行した日の属する月の翌月20日。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。

(2) 3. (1) ロ. の銀行等又は資金移動業者：(1) の報告者から報告書を受領した日から10営業日以内。

—— 郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部（銀行等又は資金移動業者の店舗毎、報告通貨毎に区分して作成）

(注) 日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用して報告する場合には、銀行等又は資金移動業者毎に区分せず作成して差し支えない（ただし、報告通貨毎に区分して作成すること）。

7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート（報告の要否を判定するために使用する換算レート<1. (2) イ. >とは異なる）

(1) 本報告書に記入（集計）する支払等は、1回の為替取引金額が3千万円相当額を超えるものに限る。ただし、報告者の都合により3千万円相当額以下の支払等を含めて記入（集計）しても差し支えない（本報告書の記入欄「4 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領」を参照）。

(2) 月間金額の集計方法は、次のいずれかを選択すること（本報告書の記入欄「3 外国通貨の本邦通貨への換算方法」を参照）。

イ. 為替取引をした原通貨毎に記入（集計）。

ロ. 為替取引をした外貨を円貨に換算のうえ、円貨建てで記入（集計）。ただし、「外貨から円貨」に換算することはできるが、「外貨から他の外貨」や「円貨から外貨」に換算し記入（集計）することはできない。

(注) 外貨を円貨に換算する際に使用するレートには特に制限は設けられていない。従って、換算レートは本報告書の「3 外国通貨の本邦通貨への換算方法」に記載されているものから報告者が任意に選択できるが、換算結果が3千万円相当額以下となっても報告を要する。すなわち、このレートはあくまでも報告書に記入するために使用する換算レートであり、1. (2) イ. における報告の要否を判定するためのレートとは異なるので注意すること。

(3) 報告金額の単位

- イ. 円貨建て：百万円単位（単位未満四捨五入）
- ロ. 外貨建て：千通貨単位（単位未満四捨五入）

8. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

- イ. 西暦とすること（年月日の順に記入）。
- ロ. 日付は為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出した日とすること。

(2) 「報告者」欄

イ. 「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄

支払等の当事者が報告者となる。代表者とは会社を代表する取締役等。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

ロ. 「報告者の区分」欄

- (イ) 1～5の番号部分を○で囲むこと。
- (ロ) 詳細は以下のとおり。

1. 銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。 ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。 (1) 銀行（日本銀行を除く） (2) 協同組織金融機関 (3) 公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4) その他法律に基づいて設立される金融機関
2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4. 中央銀行	日本銀行が該当する。

5. その他	上記1.～4.に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。
--------	---

ハ. 「報告者の業種番号」欄

「報告者の業種番号」については、報告者の区分が「5. その他」に該当し、かつ国際収支項目番号が512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する支払等（「国際収支項目の内容」を参照）を含む場合、報告省令別表第3に定める業種番号（次表参照）を記入すること。報告者が複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入し、報告者自身が持株会社にあたる場合は、主たる傘下の企業の業種に該当する業種番号を記入のこと。ただし、主たる傘下の企業の業種が明らかではない場合は、「その他製造業（業種番号290）」又は「その他非製造業（業種番号490）」を記入しても差し支えない。なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

<業種番号>

(製造業)		180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油	(非製造業)		380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		

ニ. 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

ホ. 「担当者の氏名（電話番号）」欄

(イ) 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

(ロ) 電話番号は可能な限り直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(3) 「1 支払又は支払の受領の実行日」欄

支払等（為替取引）を実行した日の属する年月とすること。

(4) 「2 報告通貨」欄（「7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート」を参照）

イ. 「イ. 円」を選択する場合

決済通貨が円貨の場合、又は外貨で行った為替取引の金額を円貨に換算のうえ記入（集計）する場合に選択すること。

ロ. 「ロ. 円以外 ()」を選択する場合

為替取引に使用した外貨の通貨名をそのまま記入すること。通貨名は、通貨の特定が可能な表記とすること(例えば、「ドル」ではなく、「米国ドル」、「香港ドル」等と表記すること)。また、外貨で記入(集計)する場合は他の通貨からの換算はできないので留意すること。なお、通貨名は略号を使用しても構わないが、通貨の特定が可能な表記とすること(例えば、「\$」ではなく、「US\$」や「HK\$」等と表記すること)。

(5) 「3 外国通貨の本邦通貨への換算方法」欄(「7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート」を参照)

イ. (4)で「イ. 円」を選択した場合に限り記入すること。ただし、決済通貨が円貨のみの場合は記入不要。

ロ. 「イ. ~ハ.」のいずれかを○で囲むこと。

ハ. 「ハ. その他<社内レート等>」の場合はかつこ内に換算方法を具体的に記入すること。

(6) 「4 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領」欄(「7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート」を参照)

3千万円相当額以下の支払等が一部しか含まれていなくても「イ. 含む」を選択すること。

(7) 「支払又は支払の受領の目的」「取引の相手方の業種」欄

イ. 「支払又は支払の受領の目的」欄には、「国際収支項目番号」を記入(「国際収支項目の内容」を参照)するとともに、支払等の目的を簡潔に併記すること(発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称及び業種番号を記入すること)。

ロ. 「国際収支項目番号」は取引内容毎に決められている。ただし、該当する取引内容がない場合に限り1100(その他)の番号を使用できる。この場合、「支払又は支払の受領の目的」欄に記入する説明は「その他」ではなく具体的な取引内容を記入すること。また、証券投資や海外預金の入出金等では、一部に例外的な記入を行う場合があるので、「9. 「取引の相手方の所在国又は地域」「国際収支項目番号」欄の記入に関する例外的な取扱い」を参照すること。なお、「国際収支項目番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

ハ. 国際収支項目番号により、「(1) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領10に該当する場合を除く。)」及び「(2) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。)」に分けて記入すること。ただし、「(2) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。)」に該当する支払等を含まない場合は、「(1) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領10に該当する場合を除く。)」のみを提出しても差し支えない。

(注) 「国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合」とは、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合をいい、「国際収支項目番号が記入要領10に該当する場合を除く。」とは、これに該当しない場合をいう。

ニ. ハ. において「(2) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。)」に記入するもののうち、国際収支項目番号が512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合は、「取引の相手方の業種」欄に業種番号(2)ハ. 参照)を記入すること。複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入すること。取引の相手方が持株会社にあたる場合、主たる傘下の企業が明らかなきは当該企業の業種に該当する業種番号を記入し、主たる傘下の企業が明らかでないときは報告者の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、主たる傘下の企業の業種が明らかではなく、かつ報告者自身が持株会社にあたる場合は、「その他製造業(業種番号290)」又は「その他非製造業(業種番号490)」を記入しても差し支えない。なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

(注) 利子・配当金等を第三者(例: 常任代理人)から受領する場合は、「原取引の相手方」(8)イ. 参照)である証券の発行体の業種に該当する業種番号を記入すること。

ホ. 報告対象となる支払等(1回の為替取引)について、該当する「国際収支項目番号」が2つ以上に分れる結果、1項目あたりの金額が3千万円相当額以下となる場合も、報告対象となるため必要事項を記入すること。

(8) 「取引の相手方の所在国又は地域」欄

イ. 支払等の原因となった取引の相手方(以下「原取引の相手方」という)が所在する国又は地域を記入すること。

(注) 「原取引の相手方」と「支払等の相手方(資金の受渡し先)」は異なる場合があるが、本報告書には「原取引の相手方」を記入する。例えば、A社(米国)に対する貸付金を、A社からの指示に基づいて第三者のB社(英国)に対し本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じて送金した場合でも、「取引の相手方」となる「原取引の相手方」はA社となり、本欄では「米国」として集計すること(目的は「非居住者への貸付」であるため、「国際収支項目番号」欄にはこれに該当する番号を記入)。

ロ. 証券投資や海外預金の入出金等では、一部に例外的な記入を行う場合があるので、「9. 「取引の相手方の所在国又は地域」「国際収支項目番号」欄の記入に関する例外的な取扱い」を参照すること。

ハ. 本欄には国名又は地域名(例えば「米国」)のみを記入すること。法人の場合は所在する国又は地域(支店・営業所は支店等を設置している国又は地域)、また個人は住所(又は居所)のある国又は地域を記入すること。なお、国際機関については、所在国の名称ではなく「国際機関」と記入すること。ただし、北朝鮮に本社のある支店等に対する支払の場合は、支店等を設置している国又は地域を記入した後に、「本社所在国は北朝鮮」と記入すること。

(注) 「所在国又は地域」は、銀行預金口座を開設している国又は地域とは必ずしも一致しない。例えば、本邦にある銀行等に開設している非居住者預金口座の場合、日本ではなく、その預金口座の名義人が所在する国又は地域を記入すること。「地域」とは、「アジア」や「欧州」等ではなく、「台湾」や「グアム」等、報告省令別表第2に掲載されている先をいう。

(9) 金額欄（「7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート」を参照）

イ. 支払額と支払の受領額を「取引の相手方の所在国又は地域」、「国際収支項目番号」（「国際収支項目の内容」を参照）及び「取引の相手方の業種」（（7）ニ. 参照）毎に区分して報告通貨毎に記入（集計）すること。

（注）「取引の相手方の業種」毎に区分するのは、「（2）支払又は支払の受領（国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。）」により報告する場合のみ。

ロ. 通貨名の表示は「2 報告通貨」欄に記入し、金額欄には記入しないこと。

ハ. 報告書に記入する金額は、まず「取引の相手方の所在国又は地域」別の内訳を確定させること。「合計」欄には、内訳を集計した額を記入すること。内訳欄が2枚以上に分れる場合は、2枚目以降は「合計」欄には記入しないこと。

ニ. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、又は本様式を用いて別葉とすること。

ホ. 報告書が2枚以上となる場合は、必ず報告書の左肩をステープラ等でとめること。また、適宜の個所に連続番号を付記すること。

（参考）連続番号の例（3枚の場合）「1、2、3止」「1／3、2／3、3／3」等

9. 「取引の相手方の所在国又は地域」「国際収支項目番号」欄の記入に関する例外的な取扱い

(1) 支払等の原因が「証券投資」の場合における「取引の相手方の所在国又は地域」欄の記入方法

非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては、証券の発行体の所在国又は地域を記入すること。

(2) 非居住者に対する債務支払のため、（イ）本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して外国に開設している預金口座への預入のための送金を行い、（ロ）10日以内（10日を経過した場合は対象外）に当該預金口座を通じて払出した場合の記入方法

（イ）の送金を行った際、（ロ）の取引（非居住者に対する債務支払）の内容で支払の報告をすること（（ロ）の払出しについて支払の報告は不要）。

（例）非居住者（A社・米国）に新薬の研究開発を委託（国際収支項目番号464）し、この委託費を一旦自己の海外預金口座（カナダ）に入金するため送金した。その後、10日以内に当該預金口座から払出し、A社に資金を渡す場合。

（記入方法）A社に対する新薬の研究開発委託費の支払の内容を報告。具体的には「取引の相手方の所在国又は地域」は米国、また「国際収支項目番号」は464（研究開発費）とする。

(3) 非居住者からの債権回収のため、（イ）外国に開設している預金口座で非居住者からの入金を受け、（ロ）10日以内（10日を経過した場合は対象外）に本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して当該口座からの払出しによる送金を受領した場合の記入方法

（ロ）の送金を受領した際、（イ）の取引（非居住者からの債権回収）の内容で支払の受領の報告をすること（（イ）の入金について支払の受領の報告は不要）。

（例）非居住者（A社・米国）から新薬の研究開発を受託（国際収支項目番号464）し、この受託費が一旦自己の海外預金口座（カナダ）に振込まれた。その後、10日以内に当該預金口座から払出して本邦に回収。

(記入方法) A社からの新薬の研究開発受託費の受取の内容を報告。具体的には「取引の相手方の所在国又は地域」は米国、また「国際収支項目番号」は464(研究開発費)とする。

10. 報告書提出後の訂正方法

日本銀行(国際局国際収支課国際収支統計グループ)に連絡(「3. 報告書の提出先と照会先」を参照)し、その指示に従うこと。

そのうえで、以下の(1)訂正前と(2)訂正後の報告書計2部を提出すること(報告書が複数枚の場合は、1枚目と訂正が生じる書面のみの提出も可)。

- (1) 提出済み(誤報告分)の報告書と同一内容の報告書(控えがある場合は控えのコピーでも可)を作成し、右上に「訂正前」と朱記したうえで、対象となる箇所(金額、国名等)の丸囲み及び訂正後内容を朱記すること。
- (2) 正当分を新たに作成し、右上に「訂正後」と朱記したうえで、報告書の提出先(3.(1)参照)に上記(1)の報告書と同時(ステープラ等でとめること)に提出すること。正当分の「報告年月日」は再提出の日とすること。